

パーソナルデータに関する検討会の開催について

〔 平成 25 年 6 月 14 日 〕
〔 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定 〕
平成 26 年 8 月 8 日 改正

1. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 4 条の規定に基づき、パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行うため、パーソナルデータに関する検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。
2. 検討会の委員は、パーソナルデータに関し優れた識見を有する者のうちから情報通信技術（IT）政策担当大臣が指名する者とする。
3. 検討会に座長を置き、座長は、委員のうちから情報通信技術（IT）政策担当大臣が指名する。
4. 検討会は、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
5. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
6. 検討会の庶務は、特定個人情報保護委員会、消費者庁、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。